

ガス事故報告の運用について（案）等に対する意見公募手続の結果について

令和5年3月30日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「ガス事故報告の運用について（案）等」について、令和4年12月20日から令和5年1月18日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和4年12月20日（火）～令和5年1月18日（水）
- ・告知方法：ホームページにおける掲載
- ・意見提出方法：「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見募集の結果

2件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話番号：03-3501-4032

○パブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

	提出意見	提出意見に関する考え方
1	<p>1 【該当箇所】 ○ガス関係報告規則の一部を改正する省令（案） 七 供給支障事故であって、供給支障戸数が百以上五百未満のもの・・・</p> <p>【確認】 2023年のガス関係報告規則第三条様式第二（一般ガス導管事業者の毎年の事故）の報告は「百以上の供給支障事故」を対象にすればよいでしょうか。</p> <p>【背景・理由等】 ・ガス関係報告規則第三条様式第二（保安ネット）の報告様式は供給支障「30戸未満」・「30戸以上」となっているため。</p> <p>2 【該当箇所】 ○ガス事故報告の運用についての一部改正（案） （9）交通困難 ・・・・高速道路・国道・都道府県道において、片側若しくは両側通行規制を来した場合又は電車・バス等公共交通機関について、運航停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。</p> <p>【確認】 「高速道路・国道・都道府県道において」という条件は、以下の全ての要件に掛かっていると解釈して良いでしょうか。 ・片側若しくは両側通行規制を来した場合 ・電車・バス等公共交通機関について、運航停止若しくは大幅な遅延を来したものを。</p> <p>【背景・理由等】 ・「又は」で要件が分かれていると解釈した場合、「電車・バス等の公共交通機関・・・」の要件は、市区町村道・私道も含まれると解釈されるため。（「おいて」の後に「、」が記載されているため、このような解釈はしないと考えますが）</p> <p>【確認】</p>	<p>ガス関係報告規則の一部を改正する省令（案）の様式第一及び様式第二中、「30戸」を「100戸」に改めるとしています。 保安ネットの報告様式も上記の内容に改められることとなりますので、2023年発生事故の年報は、2024年2月末までに、改正後の様式に従ってご報告をいただければ結構です。</p> <p>当該箇所の改正は、現行の事故による通行止めを、すべからず報告しているものから、幹線道路の通行止めや公共交通機関の運行障害を来した場合を対象に適正化するものです。 ご意見を踏まえ、上記の趣旨について紛れが生じないように句点の位置を適正化します。</p>

政令市が管理する補助国道についても国道として取り扱うのでしょうか。

【背景・理由等】

・国道について、「直轄国道」「補助国道」と2種類あり、補助国道については、政令市において道路管理者が政令市となっているため。

・参考：

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorogyousei/0.pdf>

【確認】

電車、バス等公的交通期間への影響はだれがどのように「大幅な遅延」を判断するのでしょうか。（「大幅な」に定量的な基準はあるか）監督部による判断ということになるのでしょうか。

【背景・理由等】

・対象となる事故の定義を明確にするため。

【確認】

高速道路という表記があるが、民間企業が維持管理している高速道路の通行規制をきたした場合も詳報対象になるのでしょうか。

【背景・理由等】

・対象となる事故の定義を明確にするため。

【確認】

都国道の交差する高架下の側道等も都国道になりますが、側道のみ規制の場合でも対象と考えるのでしょうか。

（例：板橋本町環七内回りで側道のみ規制の場合など）

【背景・理由等】

・対象となる事故の定義を明確にするため。

【確認】

「片側もしくは両側通行規制を来した場合」について、歩道のみ規制や、片側2車線のうち1車線を規制した場合は対象になるのでしょうか。

【背景・理由等】

・対象となる事故の定義を明確にするため。

管理する行政庁の別に関わらず、国道であれば対象になります。

ガスによる災害の発生を防止するための交通規制によって通常の運行状態から逸脱して遅延が生じた場合、遅延に係る運送事業者が遅延証明書の発行を行った場合等を想定していません。

主要な幹線道路の通行に支障が生じる事故を対象とする趣旨ですので、維持管理の客体に関わらず対象になります。

主要な幹線道路の通行に支障が生じる事故を対象とする趣旨ですので、側道であっても、国道、都道府県道であれば対象になります。

主要な幹線道路の通行に支障が生じる事故を対象とする趣旨ですので、規制が行われた場合は対象になります。

	<p>【確認】 交通困難対象件名で国都県道以外の道路が混在する場合、国都県道以外の規制対象（区市私道等）は報告対象とするのでしょうか。</p> <p>（区市私道等の規制範囲は報告内容から除いてよいでしょうか。）</p> <p>【背景・理由等】 ・対象となる事故の報告内容を明確にするため。</p>	<p>国都県道以外の道路が混在する場合も対象となる一の事故の影響範囲になりますので、当該部分も含めた報告になります。</p>
2	<p>【該当箇所】 ガス関係報告規則の一部を改正する省令（新旧対照表） ガス関係報告規則の一部を改正する省令 第四条 2 及び ガス事故報告の運用についての一部改正（新旧対照表） ○ガス事故報告の運用について（20170329商局第1号）新旧対照表 3-2. 速報の取扱いに係る事項 （2）報告の方法</p> <p>【意見内容】 報告の方法について、従前と同様にファクシミリによる方法も行えるようにしておくのが適切と考える。</p> <p>【理由】 電子メールについては、（総務省行政が不行き届きであるためなのであるが）国内の電子メールサービスの電気通信役務を提供する電気通信事業者が、個人情報保護及びサイバーセキュリティについての対応が充分でなく、ネットワーク上を行き交う電子メールについて、TLSでの暗号化・認証の有効化やDKIMでの送信サーバの保証などを行っていないので（なお、総務省自身が送信してくる電子メールのかなり多くにもDKIM-Signatureが存在しない。国として、電気通信事業、個人情報保護とサイバーセキュリティについても扱う行政省庁として、許されざる紺屋の白袴的な遺憾な状態である（※1）。）、ファクシミリについての発信元についての信頼性についての優位性が依然としてかなり大きく存在する。ファクシミリの使用にはそのメリットがあると考えられるものであるし、また電子メールの使用には不安が付きまとう面が存在する（※2）。ファクシミリの使用については残しておくのが適切と考える。</p> <p>※1 行政管理・オンブズマン的事務についても適切に行えていないし、郵便事業についての信頼性確保も不十分であ</p>	<p>内閣官房行政改革推進本部事務局からの事務連絡 「各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（依頼）（令和3年6月7日）」「各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（追加連絡）（令和3年6月25日）」に示された、テレワークの推進や業務効率化を図る観点から、各府省の業務・手続においてFAXの利用を廃止していくことが重要との考え方に則るとともに、内閣官房内閣人事局からの事務連絡 「各府省の業務・手続におけるFAX利用の見直しの実施状況の確認について（令和4年9月13日）」の照会及びFAX利用の見直しに係るフォローアップを踏ま</p>

るが（行政事務や訴訟関係の書類送付について信頼性に問題ある状況が、料金後納郵便への消印付与が無い事によって助長（あるいは助勢）されている（「料金後納郵便」の印部分に郵便局及び日付の日本郵便株式会社による印があるだけで法的な保護はかなり強くなるはずであるが（少なくともそれを行わないよりかなり強いはずである。）、それを数十年していない（なおDM等については別扱いして良い。行政等公務所や重要事業者からの料金後納郵便に消印が付与されるのが通常となるような運用がされれば良いので、この意見には全く問題点・瑕疵が無いはずである。）。）。）。）。
※2 総務省による不適切な電気通信行政・電気通信事業者等の監督のせいであるが。行政事務にも電子メールを使用していく方針なのであればもっとちゃんと電気通信事業者等の管理を行うようにしなければならないところ、現状そのようにしていないのである（市井においては、あまりにTLSでの保護がなされていない電子メール、大手事業者が発信しているのにDKIM-Signatureの付与の無い電子メールが多く存在しているが、サイバーセキュリティ・個人情報保護（重要情報の保護も兼ねる）についての状況は悪いと言える。）。

え、今回の改正を行ったものです。こうした趣旨を踏まえ、行政機関や社会全体のデジタル化の観点から電子手続の利用についてご理解をいただければ幸いです。ただし、事業者（報告者）側にやむを得ざる事情がある場合に、事業者がファクシミリを利用することも含め、それ以外の適切な手段を不可とするものではありません。